

◎活動体制整理表【地震編】

市職員の 配備体制 活動体制		警戒体制		非常体制（避難所開設準備～避難所開設）	
		第一配備	第二配備	第一配備	第二配備
		震度4	震度5弱	震度5強	震度6以上
自治会の活動		—	■自分や家族の安全確保 ■近所等への声掛け ■負傷者の応急手当	■地震発生から2時間までの間 まずは、自分や家族の安全確保を行う。 自治会(自主防災組織)による一時避難場所などの情報収集や救助等の活動を行う。 ■地震発生2時間後から原則12時間までの間 自治会(自主防災組織)による被災者数などの状況把握に努める。 ■地震発生後12時間経過以降(避難所運営) 指定避難所に避難が必要となった場合は、自主防災組織や避難者が協力して、避難者で構成する避難所運営委員会を設置し、自主運営をしていく。運営委員会で決められた避難所ルールに従って、避難所でのコミュニティを形成、維持していく。	
①各部長 (代理者含む)	出勤	×	○	○	○
	活動体制	—	■防災対策課に直ちに出勤(出勤)し、本庁舎の安全確認後、災害警戒本部が指定した場所へ集合。 ■各施設の安全確認調査結果を災害警戒本部に報告。 ■災害警戒本部から要請があった場合は、所属職員から人選し、出勤(出勤)させる。	■防災対策課に直ちに出勤(出勤)し、管財班による本庁舎の安全確認後、災害対策本部が指定した場所へ集合。 ■各所属長に依頼し、職員全員を出勤(出勤)させ、自席で待機させたうえで、災害対策本部事務分掌に従い、災害対応をする。 ■各施設の安全確認調査結果を災害対策本部に報告。	
②一時避難場所 担当職員	出勤	×	×	○	○
	活動体制	—	■他の職員と同様に、部長の指示により、所属グループ内での行動をする。	■地震発生から2時間までの間 担当する一時避難場所へ急行し、各施設管理者の安全確認後、鍵を開け、各マニュアルに従い、一時避難場所を開設する。 ■地震発生後2時間から原則12時間までの間 被災者と一時避難者の人数を把握する。マニュアルに従い、一時避難場所の運営に努める。 ■地震発生後12時間経過以降 新たに配置される職員へ引き継ぐ。	
③各施設管理責任者 及び各施設安全確認 調査担当者	出勤	×	○	○	○
	活動体制	—	■部長等の指示を受けるまでもなく、利用者の避難誘導をす ■臨時休館せざるを得ない場合は、各部長の判断を受ける。	るとともに、可能な限り速やかに施設の安全確認調査を実施し、各部長にその結果を報告する。	
④災害警戒(対策)本部 事務職員の役割	出勤	△	○	○	○
	活動体制	■災害警戒本部事務局(防災対策課)による情報収集	■本部長の指示により、行動する。	■地震発生から2時間までの間 一時避難場所の情報を各自治会長、春日部駅へ連絡する。 ■地震発生2時間後から原則12時間までの間 被災者の地域ごとの人数把握に努め、自治会長と協議調整のうえ、順次、一時避難場所の縮小に努める。 ■地震発生後12時間経過以降 指定避難所の設置の是非、設置する場合には、どこに設置するか優先順位に従い、検討する。	
①②③④以外の職員	出勤	×	△	○	○
	活動体制	—	■次長、課長等あらかじめ指定された部長の代理者は、各部長が不在の場合には、直ちに出勤(出勤)し、部長の担当業務を行う。 ■それ以外の職員は、いつでも出勤(出勤)できるよう準備し、部長等からの指示に従う。	■次長、課長等あらかじめ指定された部長の代理者は、各部長が不在の場合には、直ちに出勤(出勤)し、上記部長の担当業務を行う。 ■それ以外の職員も直ちに出勤(出勤)し、部長等指示に従い、災害対応を行う。	